

戦後フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ沖縄女性に関する考察
—出入域管理体制と沖縄女性たちの国籍及び婚姻をめぐる問題—

下地 紀靖

A study of Okinawan women married to Filipino military personnel
and civilian employees during post-war. : Immigration control
system, nationality and marriage issues.

Noriyasu SHIMOJI

名桜大学

環太平洋地域文化研究 No. 2 抜刷

2021年 3 月

原著論文

戦後フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ沖縄女性に関する考察 —出入域管理体制と沖縄女性たちの国籍及び婚姻をめぐる問題—

下地 紀靖*

A study of Okinawan women married to Filipino military personnel and civilian employees during post-war. : Immigration control system, nationality and marriage issues.

Noriyasu SHIMOJI*

要 旨

本稿では、米軍統治下の沖縄におけるフィリピン人軍人・軍属の出入域に関する問題と彼らと結婚した沖縄人女性の国籍及び婚姻をめぐる問題を中心に考察を進める。リサーチクエスションは、「フィリピン人軍人・軍属に関する戦後の出入域管理体制がどのように変化していったのか、また彼らと結婚した女性たちの国籍及び婚姻をめぐる問題はどのようなものがあったのか」である。

本稿では、1. 終戦後の出入域管理体制、2. フィリピン人軍人及び軍属の駐留及び在留期間、3. フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ女性たちの国籍及び婚姻をめぐる問題について考察する。これまで米軍統治下のフィリピン人軍人・軍属に関する出入域に関する研究はなされておらず、その法的経緯や帰還に関する実態については明らかにされていない。また、駐留中に結婚した沖縄人女性らの国籍や婚姻をめぐる問題についても、実態研究はほとんどなされていない。そうした状況は関連資料が少ないことに起因するであろうが、本稿では発掘した新資料に証言を取り込み、そうした問題について検討を試みる。

キーワード：米軍統治下の沖縄、フィリピン人軍属、出入域管理、フィリピン人妻

Abstract

The present paper discusses immigration controls issues for Filipino military personnel and civilian employees during the US military rule, as well as nationality and marriage legal issues regarding their Okinawan brides. The research questions are: What kind of changes occurred in immigration controls for Filipino military personnel and civilian employees? and, accordingly, what nationality and marriage problems were found regarding their wives?

Section 1 of this paper discusses immigration control processes during postwar Okinawa; section 2 examines the stationing and length of stay of Filipino military personnel and civilian employees; and section 3 considers nationality and marriage legal issues of Okinawan women married to Filipino military personnel and military civilian personnel.

At present, there is no research regarding immigration controls in Okinawa during the U.S. military rule, and issues regarding the actual conditions of legal processes and their repatriation remain unclear. This is the first study that analyzes nationality and marriage legal issues of Okinawan women married with stationed Filipino military personnel and civilian employees.

* 名桜大学人間健康学部看護学科 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Department of Nursing Faculty of Human Health Sciences, Meio University, 1220-1 Biimata, Nago, Okinawa 905-8585 Japan

In addition, may be due to the lack of related materials, little field research has been conducted on issues surrounding nationality and marriage legal issues of Okinawan women married to stationed Filipino military personnel and civilian employees. This paper incorporates evidences and personal testimonies, as collected new materials, in an effort to examine such problems.

Keywords: Okinawa under US military occupation, Filipino civilian employee, migratory controls, Filipino wife

はじめに

太平洋戦争後の沖縄の混乱期にあって、米軍統治下で米軍に従事していたフィリピン人軍人や軍属と婚姻後、フィリピンに渡った沖縄女性たちが多く存在している。その総数は1,000人とも2,000人ともいわれる¹⁾が、その実態は明らかにされていない。戦後75年が経過し、対象となるそうした女性たちは高齢化し、その数も年々激減しており、女性たちのフィリピン移民の経緯及び移民の実態の全容を明らかにすることは容易ではない。そうした女性たちの生涯を把握する証言の採取も喫緊の課題となっており、筆者は4年前(2017年)から、そうした女性たちに対するインタビュー調査を実施した。

本稿では、筆者が発掘した資料に当事者の証言(オーラルヒストリー)を組み込むといった研究手法で、これまで研究がなされてこなかった終戦後米軍統治下の沖縄で、米軍に従事していたフィリピン人軍人・軍属の沖縄への出入域における管理体制を明らかにするとともに、フィリピン人軍人及び軍属と結婚した沖縄女性らのフィリピン移住に関わる国籍や婚姻をめぐる問題を浮き彫りにする。

1. 終戦後の出入域管理体制

(1) 米軍政府による出入域管理体制の整備

米国海軍軍政府は、1945年米国の占領に伴い、米国海軍軍政府布告第一号の発令(ニミッツ布告)により琉球列島における日本国のすべての行政権、司法権の権限を停止し、同時に布告、布令、命令等を発し琉球列島の統治に着手している²⁾。出入域管理については、1945年6月に米国海軍軍政府布告第二号(戦時刑法)を制定し、「米国軍の安全、その占領区域の秩序安寧を期す為」として、琉球列島への出入域を全面的に禁止し、合わせて住民の移動を厳しく制限した³⁾。これは戦時下における戒厳令ともとれる出入域管理における最初の法令となる。その後、本島内の移動については徐々に解除されていくが、琉球列島(特に沖縄本島)への出入域に関しては厳しく制限し、1949年6月戦時刑法の廃止と同時に米軍政府布告第一号を制定公布するまで、その法的効力は続いた⁴⁾。

特例として琉球列島への琉球籍民の引揚げに関して、連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の統制下で「日本本土」から「琉球列島」への引揚げが計画され、引揚げは1945年9月の第1期から段階的に行われている。海外からの「琉球列島」への引揚げについては、米海軍太平洋区域総司令官(CINCPAC: Commander in Chief Pacific Ocean Areas)の統括下にあったが、戦後の復興が遅れ、受け入れ態勢の統合的な政策がとれず混乱を生じ、実際に引揚げが始まったのは、1946年8月15日以降で、1949年3月まで行われている⁵⁾。しかし、台湾から宮古・八重山諸島への引揚げにおいては、「ヤミ船」と呼ばれる「民間船」や中華民国政府の準備した船舶による送還などが行われており、戦時刑法による出入域の禁止措置の例外も存在していた⁶⁾。これらを含め琉球出身者の海外及び本土からの引揚げは、1949年10月までに25万人余に達している⁷⁾。

上述したように1945年6月、米軍政府は布告第二号(戦時刑法)をもって出入域を全面的に禁止した⁸⁾。その後、1949年7月には戦時刑法の廃止とともに米軍政府布告第一号「刑法並びに訴訟手続法典⁹⁾」が施行され、「南西諸島には許可なく立ちいる者は断罪の上一万円以下の罰金又は一年以下の懲役に処する」とする条項をもって、出入域を厳しく制限している¹⁰⁾。これにより戦後の出入域管理行政が始まる。このように沖縄戦後の出入域管理に関しては、米軍政府布告第一号による法整備を受け、米軍政府総務部が所管し、入域許可申請に対する事実調査、渡航許可証の作成業務を行い出入域に関して著しく制限を加えていた。これにより軍人以外の外国人については、総司令部または米軍政府の許可による、厳しい出入域管理が行われていたが¹¹⁾、軍政において必要とされる外国人の軍雇用員については、米軍政府の采配により出入域を例外的に許可していた。出入域の港としては、那覇空港、那覇港に加えてセクションベース(在ホワイトビーチ)が指定されていた¹²⁾。

(2) 球政府による出入域管理体制の整備

1950年、米軍政府から米国民政府(USCAR)に統治が移管され、「税関及び出入管理事務所」が設置されている。1951年以降、第一次軍事工事ブームによる海外か

らの建設請負業社に務める非琉球人（日本人、外国籍人）が入域するようになり、米国民政府のもとに「移民事務所」が設けられ、そこで出入国手続きが行われるようになる。

さらに1951年、サンフランシスコ講和条約（対日平和条約¹³⁾後、沖縄での長期統治に向け、琉球政府を設立し、警察局の内部分課として「出入国管理課」を置き、出入国管理及び手続きについては、米国民政府移民課の直接の指揮監督下で処理していくこととなった¹⁴⁾（図1）。

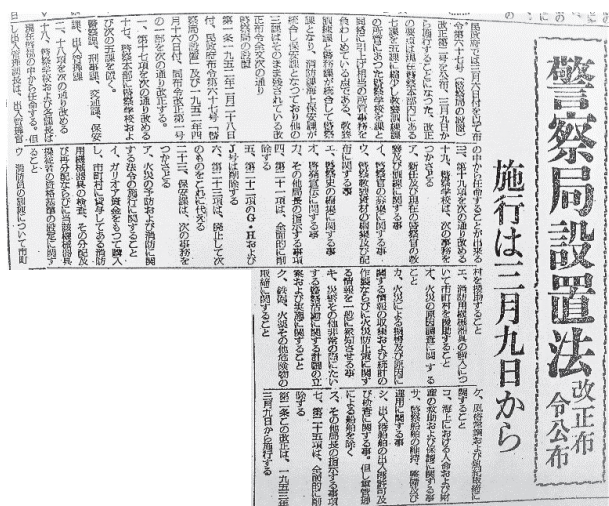


図1 琉球新報 1953年3月14日付

1953年1月には、米国民政府布令第93号「琉球列島出入管理令」を制定公布し、琉球列島居住者、米軍要員以外の外国人の出入国手続き及び外人登録制度並びに不正入域処罰に関する規定を成文化している¹⁵⁾。それにより軍人・軍属を除いた非琉球籍者は外国人登録をしなければならなくなった。しかし外国人登録は思うように進んでいなかったことが琉球新報にて報じられており¹⁶⁾、その管理は難航していた（図2）。

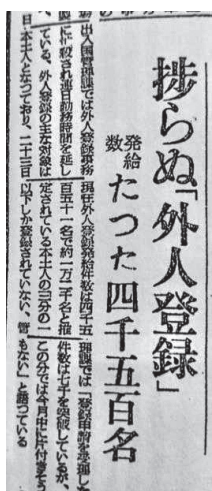


図2 琉球新報 1953年3月24日付

(3) 出入管理令における米軍要員の定義

その後、1956年の米国民政府布令第125号、出入国管理令における米軍要員の定義の改正¹⁷⁾に伴いアメリカ国籍以外の軍雇用者も入管令の該当者となり、外国人登録の対象となった。これにより、軍雇用者についても沖縄での滞在に関しては在留期限が設けられた。米軍要員の出入域においては、米軍要員（米国軍人、軍属、それらの被扶養者）に該当するものかどうか審査が求められるようになる。

米国民政府統制下の沖縄への出入域については、1968年琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」に詳しい¹⁸⁾（図3）。

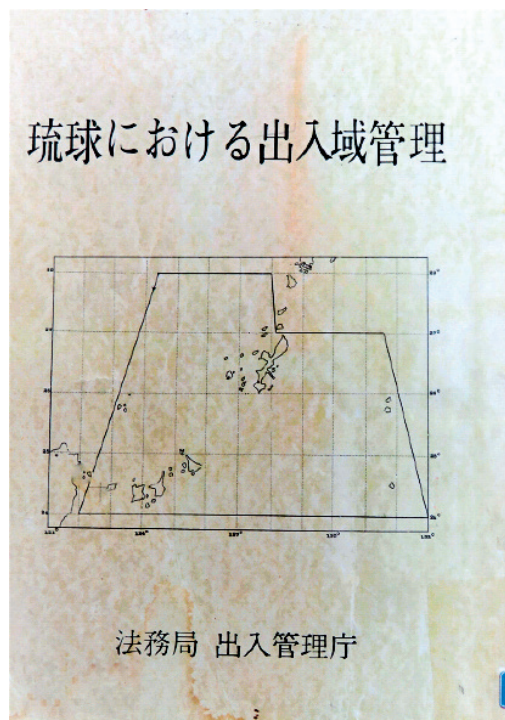


図3 琉球政府法務局 出入管理庁/編「琉球における出入域管理」

「琉球における出入域管理」では米軍要員における軍人と軍属及び外国人について、以下のように定義している（資料1）（資料2）。

資料1 出入管理令における米軍要員の定義¹⁹⁾ 1966年時点 (米国民政府)

米軍軍人

琉球列島における米軍の陸軍、海軍または空軍に勤務する軍人。

軍属

琉球列島における米軍軍隊に雇用、勤務または随伴する米国籍を有する民間人及び下記に該当する者。

- (1) 割合および非割当資金の被雇用者 (以下、文中の下線及び罫線は筆者による)
- (2) 米軍が管理している船舶及び航空機に雇用されている民間人、但し契約運営、備船及び代理店契約による船舶を除く。
- (3) 琉球列島における米軍に奉仕するアメリカ赤十字社の雇用員。
- (4) 琉球列島における米軍に関係する公用のため、琉球列島に在住する米国民政府の被雇用者で米軍に雇用されていないもの。
- (5) 琉球列島における米軍により正式に招聘され、又は米軍との関係で琉球に在留する技術顧問、慰問団及びその他の者。
- (6) 米軍軍用地内にある軍機関の銀行を管理するために入域した者。

資料2 琉球政府設立以後の外国人の定義²⁰⁾

外国人は1954年の2月11日の布令一二五号「琉球列島出入域管理令」の適応を受ける。

この場合の外国人とは

- 1) 本籍が沖縄県にあって住所が日本本土にあるもの。
- 2) 琉球列島に本籍、住所を持つ琉球住民及び米軍人、軍属並びにその家族以外のすべてのものを指す。

軍人・軍属に該当しない外国人については、1954年2月以降、「琉球列島」に戸籍を持たない人々が、「非琉球人」として「外国人」管理体制のなかで「外国人」として扱われ、1953年に本土復帰した奄美大島出身の在琉者も、「琉球列島」に戸籍を持たない者は、以後外国人として認定されることになる²¹⁾。外国人の出入域の最終権限は、米国民政府（高等弁務官）が保持し、高等弁務官へ入域許可の申請を行い、入域許可を受ける必要があった。しかし、その出入域の許可・不許可の決定には明確な基準がなく、米国民政府が恣意的に制度運用を行っていた事例も確認されている²²⁾。米国民政府下における出入域の指定港となったのは、海港は、那覇港、泊港、ホワイトビーチで、空港は那覇空港、嘉手納空港であった²³⁾。

2. フィリピン人軍人及び軍属の駐留及び在留期間

(1) フィリピン人軍人・軍属の駐留の経緯と在留のパターン

戦後（1945年）、ニミッツ布告により、琉球列島への出入域を全般的に禁止する一方、フィリピンスカウト（Philippine Scout）と称するフィリピン兵士の駐留²⁴⁾やチャイナ部隊（国府軍）²⁵⁾などの外国軍隊が米軍政府の入域許可のもとに駐留していた。特にフィリピンスカウトについては、連合国極東軍司令官ダグラス・マッカーサーの要請により再結成され米軍統治のため駐留していたが、1947年6月20日付で廃止が決定され²⁶⁾、その後徐々に縮小され、1949年末に正式に廃止されている。フィリ

ピンスカウト終了後の兵士たちの処遇については不詳である。当時の出入域管理においては、1950年に琉球軍政府から米国民政府（USCAR）に統治が移管されるまで、軍政府の管理下にあり、フィリピンスカウトの中には軍人から軍属へ転職し、沖縄に滞留し続けた者がいた可能性も否定できない。

この時期、米軍に雇用された軍属として、入域したフィリピン人軍属も多い。出入域に関しては、米軍雇用が必要と認められた軍属は、琉球政府による出入域管理の対象外とされ、比較的容易に米軍要員として出入域していた。また1951年以降、第一次軍事工事ブームによる米軍拡張工事のため、民間業者の雇用で「非琉球人」の枠で入国したフィリピン人（Civilian）も相当いた。フィリピン人軍属の沖縄への入域に関しては、いくつかのパターンが存在していたことが考えられる。

その後、フィリピン人軍属の軍雇用員の駐留に関しても、その雇用を減らす駐留経費の削減案が提出され、1948年のマッカーサー將軍指令により、比較的低賃金で雇用できる地元の労働者を訓練するためのプロジェクトが進められていた。この計画はIntensive Programsと称され、計画はデットラインが設けられ²⁷⁾。USCARは1955年に10年計画による在沖フィリピン人労働者削減政策を発表し、その後1965年にUSCARはフィリピン人労働者の全面解雇に踏み切っている²⁸⁾。

1953年の「琉球列島出入管理令」による外国人登録、1956年米軍要員の定義の改正に伴い軍属として滞在していたフィリピン人も外国人登録が必要となり、駐留経費削減に伴う外国人軍雇用員から沖縄人雇用への移行措置

資料3 フィリピン人軍属における在留パターン

- ・米軍の直接雇用による軍属であり、米国民政府により一定の在留資格が得られたもの
- ・米軍関連民間業者の雇用員（Civilian）であり、米国民政府により一定の在留資格が得られたもの
- ・米軍の直接雇用および民間業者により雇用された軍属で契約終了後に米国民政府（高等弁務官）への申請により在留が認められたもの
- ・米軍の直接雇用による軍属または雇用員（Civilian）で雇用契約を終了し、在留資格が得られなかったもの

（「琉球における出入域管理」「琉球列島出入管理令」参照）

により雇用契約の終了や解雇に伴い、外国人としての在留期間が制限され、さらに退去勧告がなされ、個々のフィリピン人軍属や民間雇用軍属（Civilian）も帰国せざるを得ない状況に追い込まれていった。

当時、駐留していたフィリピン人軍属の沖縄での在留については、以下のパターンが考えられよう（資料3）。

(2) フィリピン人軍人・軍属のフィリピンへの帰還と沖縄人妻の証言

フィリピン人軍人・軍属に嫁ぎフィリピンへ移住した本研究の対象となる女性たちがフィリピンへ渡航した時期は、1950年～1960年が最も多い。その時期はフィリピンスカウトの廃止、1953年に制定公布された「琉球列島出入管理令」における外国人登録による在留資格の制限、および1956年の出入国管理令における米軍要員の定義の改正における外国人登録制度が発足した時期と重なる。上述したフィリピンスカウトの廃止、米軍によるフィリピン人雇用の縮減に起因したフィリピン人の軍雇用の契約終了及び解雇により、フィリピン人である夫の在留資格要件が大きく変化したことに関因する現象だと考えていだろう。

また「出入国管理令」における在留資格においては、最終的には、米国民政府の判断が優先されたことから、契約終了及び解雇後のフィリピン人軍属の処遇に関しては、個人差があったことも予想される。また中には、軍雇用の雇用契約の終了後に、その他の事由により外国人在留期間が延長された者や、外国人登録証所持者の中から、その後永住許可が認められた事例も確認できる。

フィリピン人軍人や軍属の妻となった女性たちが、フィリピンへ渡航する時期においては、夫と一緒にフィリピンに渡るケース、夫のフィリピンの帰還後すぐに出国手続きを経てフィリピンへ渡航するケース、夫の帰還後、時間をおいて家族が段階的に移動していくケースなど様々なパターンがみられる。フィリピンへの移住については、「家族は離ればなれでない方が良い」「子どものためには家族が一緒の方がいい」といった証言が多く聞かれる。フィリピンに移住した理由について、以下の4人の女性は次のように証言している。

Q：フィリピンに移住した理由は何ですか？

a：1955年に夫が軍の兵役を解かれたのです。仕事が無くなって、嘉手納の基地内に自宅があったんですが、基地外に出されたんです。宜野湾の大山（の会社〈以下、括弧内は筆者による加筆及び注〉）に移ったんです。そのドライクリーニングの仕事も沖縄の業者となり、沖縄の従業員となったので、フィリピン人は要らないといわれました。当時、子どもたちがちょうど学校に行く年でしたので、フィリピンで学校を最初から通わせた方がよいということで、子どもたち3人を連れてフィリピンに行くことを決意しました。1957に渡航しました²⁹⁾。

b：夫の沖縄での雇用契約の終了とともにフィリピンへ移住しました。夫はフィリピンには帰りたくありませんでした。子どもも2人いますから、なぜ帰らなければならなかったかに関してはよくわかりませんが、夫は隠れて帰るのを嫌がっていました³⁰⁾。

c：1956年にフィリピンへ渡りました。夫は先に兵役を解かれて、先にフィリピンに戻っていたんです。そこで子どもたちがパパ（ご主人）のところに行きたいといって…（中略）…あの当時は、外国人も多くない時代でしたから、学校でフィリピンナー（フィリピンの子ども）といわれて大変でした。そのために子どものためにフィリピンに行きました³¹⁾。

d：やっぱりもう、あのーフィリピンの人たちの仕事を沖縄の人ができるようになったら、もうフィリピンの人はいもう帰っていい（と言われた）。で、むこうから退職金とあなたはいついつ帰れることになりました、軍用の飛行機で帰ることになりました。…をあげますからって、それを持って私たちは飛行機に乗って帰ったんですけどね。1959年に、…（中略）…（それで）、やっぱりあのーアメリカ政府もですね、あのーフィリピンの人使う

よりは沖縄の人に働いてもらいたいという そのあれ（本音）があったんでしょね³²⁾。

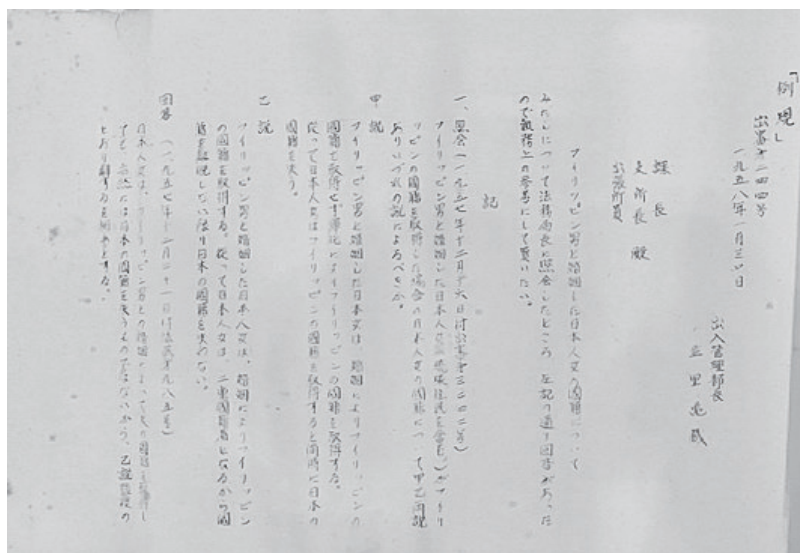
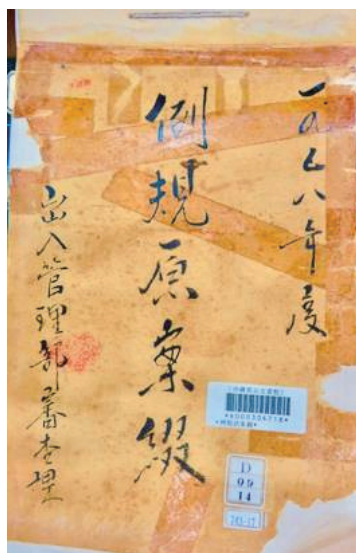
4人の証言からも、上述した沖縄住民を軍雇用員として訓練するためのプロジェクトであるIntensive Programs計画の推進や米国民政府 (CCAR) の在沖フィリピン人労働者削減政策などがフィリピン人夫の雇用環境や家族の生活に大きな影響を与え、苦渋の決断としてフィリピンへの移住を決めた経緯が窺える。

3. フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ女性たちの国籍及び婚姻

(1) フィリピン人軍人・軍属の妻の出入域管理における国籍に関する解釈

婚姻後の女性たちの国籍については、1958年に出入国管理部審査課がまとめた「例規原案綴」³³⁾で以下の見解が示されている（資料4）。

資料4 1958年 出入国管理部審査課 例規原案綴（県立公文書館保管）
例規 フィリピン人男性と婚姻した沖縄人女性の国籍について³⁴⁾



「例規」
出審二四四号
一九五八年一月三十日
出入管理部長 ○○○○
課長
支所長 殿
出張職員

記
フィリピン人男と婚姻した日本人女の国籍について
みだしについて法務局長に照会したところ、左記の通り回答があったので執務上の参考にして貰いたい。

一、照会（一九五七年十二月十六日付出審第三二四二号）
フィリピン人男と婚姻した日本人女（琉球住民を含む）がフィリピンの国籍を取得した場合の日本人女の国籍について甲乙両説があり、いずれの説によるべきか。

甲説
フィリピン男と婚姻した日本人女は、婚姻によりフィリピンの国籍を取得せず帰化によりフィリピンの国籍を取得する。
従って日本人女はフィリピンの国籍を取得すると同時に日本の国籍を失う。

乙説
フィリピン男と婚姻した日本人女は、婚姻によりフィリピンの国籍を取得する。従って日本人女は、二重国籍者となるから国籍を離脱しない限り日本の国籍を失わない。
回答（一九五七年十二月二十一日付法民第九八五号）
日本人女は、フィリピン男との婚姻によって夫の国籍を取得しても当然には日本の国籍を失うものではないから、乙説後段のとおり解するを相当とする。

（「例規」出審二四四号65頁、不鮮明な資料のため筆者にて書写し抜粋した）

当時、日本国内では法規によって二重国籍は認められていなかった。この「例規」から勘案すると、「フィリピン人男性と婚姻した沖縄人女性の国籍」においては、フィリピンの国籍を有していても、日本国籍を離脱しない限りにおいては、日本国籍を失うものではないといった解釈がなされている。現在も日本の国籍法では、22歳を過ぎた者については二重国籍を認めない法規があるが、当時の米国民政府下においては、日本国籍を離脱（放棄）していなければ、フィリピン国籍を取得した後も日本国籍を有することができたことが理解できる。

本研究の対象となる女性たちについても、フィリピン国籍と同時に日本国籍も保有しているケースが少なからずみられる。つまり、フィリピンに帰化した後も、日本国籍を放棄せず、日本国籍を維持している「例規原案綴」で示されたケースである。

(2) 裁判および新聞記事にみる離婚・離別

図5は沖縄人女性とフィリピン人男性との離婚に関する裁判所が示した判決録³⁵⁾である。

判決録では、「沖縄人女性はフィリピン人男性と婚姻したが、その夫は、米国人商社を失職し沖縄人の妻を遺棄してフィリピンに帰り行方不明となった」時、離婚が成立するか否かの判例である。裁判所の判決として離婚においては夫の国の外国法が優先される事例ではあるが、公序良俗の観点（法例第30条に反する）から琉球の法律に従うことが順当であるとして離婚を認めている（図5）。

この判例の問題はフィリピン国籍を有する沖縄人女性についてどの国の法律で判断するかといったことである。判例では、フィリピン国籍を有していても、日本の国籍を放棄していない沖縄人女性に関しては琉球の法規を適応しても良いといった判断を示している。

判例の主文のまとめとして、「琉球の位置する特殊環境の下で多々類似事件が生起する可能性があるので、参考に価するケースである」としている。いかに沖縄人女性とフィリピン人男性の婚姻が多く、同様な問題が発生していたかが理解できよう。

他に婚姻後の離別の問題も深刻であったようである。1956年1月の琉球新報の記事に「比島人の結婚問題」という見出しで、以下の比大使館のマンガラ氏の沖縄来島の様子が紹介されている（図6）³⁶⁾。

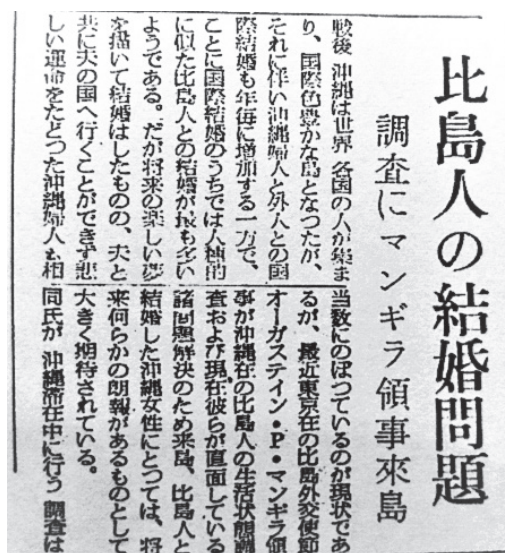


図6 琉球新報（夕刊） 1956年1月13日付

…国際結婚のうちでは人種的に似た比島人との結婚が多いようである。だが楽しい夢を描いて結婚したものの、夫と共に夫の国に行くことができず悲しい運命をたどった沖縄婦人も相当数にのぼっているのが現状であるが、…オーガステン・P・マンガラ領事が沖縄在の比島人の生活状態調査および現在彼らが直面している諸問題解決のための来島、比島人と結婚した沖縄女性にとっては、将来何らかの朗報があるものとして大きく期待されている。…

この記事では、マンガラ領事の来島の目的は沖縄人や他の外国人と結婚している在沖比島人の問題についての調査であるとしているが、フィリピン人と婚姻後、フィリピン人男性の帰還により離別した沖縄女性が相当数いて、それが社会問題となっていたことがわかる。

判決録

琉球人の女でフィリピン人の妻となつた者の離婚の適用法規

(離婚請求事件申請資料裁判所一九五九年三月十日判決 認容)

琉球に本籍を有する女が、フィリピン人の妻となつたが、夫に遺棄されたことを理由として離婚の訴を起した。法例第十六条によれば、離婚は、離婚原因発生時における夫の本国法によるべきである。ところで、夫の本国法である外国法が離婚を禁止している場合には、わが公序良俗に反し法例第三十条により適用することはできないから琉球の法律に従わなければならないとして「一般的な方式をかけた離婚を許した事例である。本判決は次のような国際私法上興味ある問題即ち法例第十六条の現代的合理性の問題、外国の法上の離婚禁止制度はそのことだけで法例第三十条に反するか、外国離婚禁止法の公序良俗違反性の問題、更には外国法排除による「法規欠缺の問題」等諸問題を提起している。尚琉球の位置する特殊環境の下で多々類似事件が生起する可能性があるため、参考に価するケースである。

図5 1959年3月10日付 離婚請求事件申請資料裁判所判決録 裁判所報第10号

(3) フィリピン移民におけるパスポートについて

対象者に対するインタビューにおいて、国籍の問題が絡むパスポートの所持について明確な返答が得られないケースが多い。それは日本における二重国籍を認めない現行の法規に関わる問題があるからであろう。そうした国籍の問題が複雑に関わり、話したがるケースも多い。こうした問題はプライベートに関わる個々の重要な問題であることから、インタビューは慎重にならざるを得ない。

以下、インタビューにご協力いただいた女性たちのフィリピンに渡航する際のパスポートに関する証言を紹介する。

Q：フィリピンに渡る時には、パスポートはどうしたのですか？

e：行くときには、この一応うちの人がいつ帰るかわからんからということで、私のその琉球パスポート（図7 身分証明書）を作ったんですよね。私も一緒に行って。そしてただ帰るときにはフィリピンパスポートでうちの人が2人の長女と次女と一緒に私がまた双子抱っこして、1つのパスポート（図8 フィリピンファミリーパスポート）で、フィリピンに帰ったんです。でもこの琉球パスポートというのは保持しておきなさいと言われてたので、うちの人にね。それでずっと今まで持っているんです³⁷⁾。

f：那覇港からフィリピンへ渡るときのパスポートは琉球のパスポート（図7 身分証明書）でした、〇〇（長女）も〇〇（次女）もうん、みんな、琉球政府のパスポートがあったんです³⁸⁾。

Q：その時のパスポートって残っていますか？

f：うん、あったかね。持ってるかね。めんどくさい

から、たくさんもっていてもしょうがないから。

Q：フィリピンパスポートも持ってたんですか？

f：ごちゃごちゃしているから、わからないね。前にはあったんですけど、今はどこに行ったか分からないね。長い事なるからね。お父さんは軍の中に働いてましたので、でもプライベートカンパニー（民間会社？）でしたから、軍のダイレクトではないんですよね。まへはグループパスポートでも、今は別々のパスポートですから…その時は確か、ファミリーのパスポートでしたね³⁸⁾。

これまでインタビューを実施した対象者の中で、パスポートの写真撮影を許可していただいた方々のパスポート写真を確認すると、パスポートについては、琉球パスポート、フィリピンパスポート、フィリピンファミリーパスポートの3種を確認することができる（図7, 図8, 図9）。

フィリピンへ向かう際に那覇や嘉手納基地内の空港からフィリピン国内の米軍基地であるクラーク空軍基地内の飛行場に降り立った事例が多く確認できるが、その際、国籍の確認として、どのような措置が取られていたのかについては不明な点が多い。また、1952年に沖縄のアメリカ大使館の出張所から東京のアメリカ大使館に送られた覚書には、沖縄にフィリピン大使館の出張所を置くことの調査の必要性について述べた記録が残されている。その中で、フィリピン人と沖縄女性との結婚による申請手続きが煩雑になっていることが記されている（図10）。さらに、フィリピン人と沖縄人女性の結婚によるパスポート申請や国籍における手続きにおいては、米国民政府（USCAR）がフィリピン政府との手続きにおいて、事務代行作業を行っていた事実も確認できる³⁹⁾。覚書から勘案すると、出入域においては、琉球政府の出入国管理制度以外に、米国民政府（USCAR）の統制が大きく影響力を行使していた実態も浮かび上がってくる。

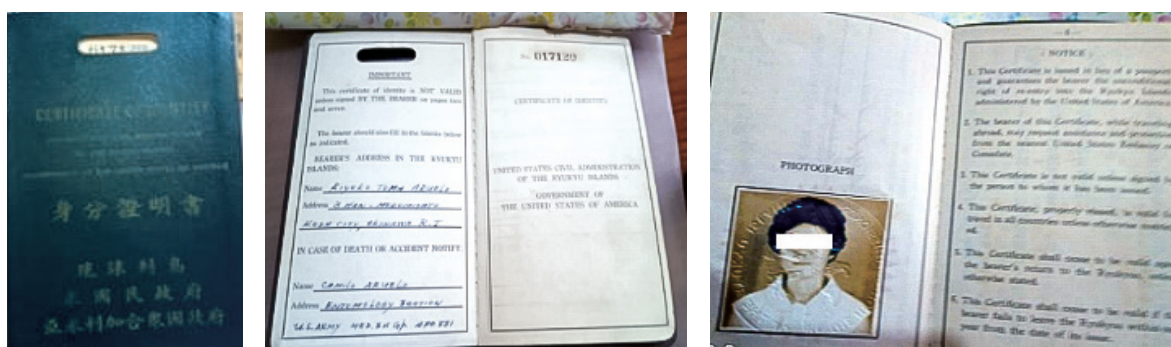


図7 身分証明書（琉球パスポート）

下地 紀靖：戦後フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ沖縄女性に関する考察



図8 ファミリーパスポート（フィリピンパスポート）



図9 フィリピンパスポート

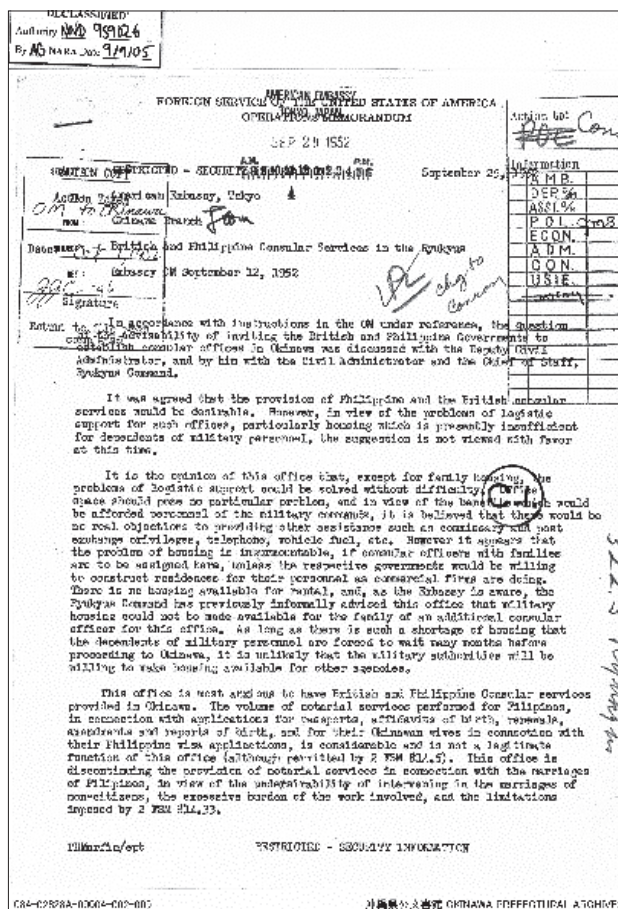


図10 FOREIGN SERVICE OF USA OPERATIONS MEMORANDUM（沖縄公文書館所有）

おわりに

本稿では、1「終戦後の出入域管理体制」において「米軍政府による出入域管理体制の整備」「琉球政府による出入域管理体制の整備」「出入管理令における米軍要員の定義」、2「フィリピン人軍人及び軍属の駐留及び在留期間」において「フィリピン人軍人・軍属の駐留の経緯と在留のパターン」「フィリピン人軍人・軍属のフィリピンへの帰還と沖縄人妻の証言」、3「フィリピン人軍人・軍属に嫁いだ女性たちの国籍及び婚姻」において「フィリピン人軍人・軍属の妻の出入域管理における国籍に関する解釈」「裁判および新聞記事にみる離婚・離別」「フィリピン移民におけるパスポートについて」といった問題に焦点をあて考察を試みた。

戦後、米軍は沖縄を「キーストン・オブ・ザ・パシフィック（太平洋の要石）」と呼んで重視し、基地の建設を急ぎ、戦闘即応兵力の配備に余念がなかった。ニミッツ布告によって厳しい出入域の制限を布かれる中、フィリピンからフィリピンスカウト（Philippine Scout）と称されたフィリピン人軍人やフィリピン人軍属の軍雇用員の入域を許可し基地の整備が急ピッチで進められていた。その後、米軍基地の整備が整う中でフィリピンスカウトは廃止され、軍雇用を地元沖縄住民に移すIntensive Programs計画が実施されると、フィリピン人軍属は契約解除され、帰国を余儀なくされている。本稿の研究対象は、そうしたフィリピン人軍人や軍属に嫁いだ沖縄女性たちである。本稿では、特に終戦後の米軍統治下の出入域管理体制において、フィリピン人軍人・軍属がどのような経緯で駐留し、滞在していたのか、またそのフィリピン人軍人や軍属と結婚した国籍や婚姻に関わる問題について検討した。フィリピン人軍人や軍属と結婚した沖縄女性は2,000人とも3,000人（離別した女性も含む）ともいわれているが、その実態はまだ正確には把握されていない。多くの沖縄女性が、夫の帰国後、フィリピンに移住しているが、本稿で指摘したように、婚姻後離別した女性も少なくない。本稿では、結婚後フィリピンに移住した女性たちに研究の対象に絞ったが、今後そうした離別した女性たちについても目を向けなければならないだろう。

米軍統治下の沖縄では、出域する際、琉球列島米民政長官（後には高等弁務官）から身分証明書であるパスポートが発給されていたが、フィリピンへの渡航については、他に個人や夫婦、ファミリーのパスポートが存在しており、渡航の際には、そうしたフィリピン側発給のパスポートが優先されている事例も確認できる。一般人の渡航とは異なる国際結婚の特殊事例だといってもよいだろう。

二重国籍を認めない日本の法規のはざままで、フィリピンに帰化した女性たちの日本国籍をめぐる悩みは深刻であった。日本の国籍法は、国籍選択制度を採用している。

現在も原則として、彼女たちが日本国籍を放棄しない限り、日本人としての国籍は維持できており、出入域の際もなんら問題視されていない。しかし、パスポートに関してもそうであるが、インタビューの際、国籍の問題に触れると、多くがそうした敏感な問題を避けようとする。それは、複数の国籍を持つ人は原則として22歳までにどちらかの国籍を選択する義務を日本政府が定めているからである。政府が選択の義務を果たしたかどうかを確かめることはなく、実際にフィリピン間だけでなく、他の国との国籍を有する沖縄女性は現在も多く存在する。欧米では二重国籍を認める国が多く、それで人権が守られているといった理解がなされている。しかし、日本では異なり、政府の求める国籍選択は、罰則規定が伴わない努力義務とはいえ、彼女らに与える心理的負担は大きく、それがトラウマとなり、国籍のことを話したくない原因となっている。

調査を通して、多種のパスポートの存在や、フィリピンに移住した女性たちの国籍の認定については、二重国籍を認めない国籍法（昭和25年法律第147号）との間に齟齬があることを確認できたことを、本研究の成果として挙げたい。フィリピン移住後の彼女らの生活における苦境や帰化などの問題については、別稿にて検討する予定である。

引用文献・注

- 1) 大野俊『ハポニーフィリピン日系人の長い戦後』第三書館、1991年、228頁。
- 2) 岩垣真人「アメリカ支配下での沖縄の統治構造と法制度」『沖縄大学法経学部紀要』第28号、2018年3月、9頁。
- 3) 土井智義「米軍統治期の『琉球列島』における『外国人』（『非琉球人』）管理体制の側面—1952年7月実施の永住許可措置を中心として—」『沖縄県公文書館紀要』第15号36頁参照。米軍統治下の「琉球列島」における米国側の法令は、現代沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（I）～（IV）』池宮商会（1983年）に詳しい。
- 4) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968.1月、6頁。琉球政府法務局により発刊され、終戦後から1968年に至る出入管理に関する概要と変遷が記されている。
- 5) 土井智義「沖縄県公文書館が所蔵する引揚げ関係資料の紹介—（日本）から（琉球列島）への引揚げ計画を中心に—」『沖縄県公文書館紀要』第20号、43-44頁。
- 6) 中村春菜「戦後台湾における「沖縄籍民」の引揚げの諸相」『琉球大学学術リポジトリ』2018年、琉球

- 大学人文社会学部博士論文，92頁。終戦直後の台湾には，3万人近くの沖縄籍民が存在していたといわれており，その内訳は，疎開者だけではなく，南洋群島から台湾に一時的に滞留させられているもの，転籍したもの，沖縄籍兵の存在も確認されており，宮古・八重山における引揚げは，終戦直後，沖縄本島ほど船舶の移動の監視が厳しくなく，引揚げは「ヤミ船」と呼ばれる「民間船」により行われていた。その後，自治体派遣による「民間船」や中華民国政府が「遣回琉球難民辦法264」（琉球難民帰還規定）を設け，総計525名の疎開者を送還している。
- 7) 土井智義「沖縄県公文書館が所蔵する引揚げ関係資料の紹介ー〈日本〉から〈琉球列島〉への引揚げ計画を中心にー」『沖縄県公文書館紀要』第20号，43-44頁。他，岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』，第5号，51頁。琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968.1月。を参照。
 - 8) 岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』，第5号，51頁。
 - 9) 沖縄県立公文書館提供「布告・布令・指令等に関する書類」軍政府布令第1号 Codified Penal Law and Procedure/刑法並に訴訟手続法典布告・布令・指令等の概要（2020年4月19日閲覧）（資料コード000001106）。
 - 10) 岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』，第5号，52頁。
 - 11) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年.1月，7頁。
 - 12) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年.1月，8頁。
 - 13) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年.1月，8頁。岩垣真人「アメリカ支配下での沖縄の統治構造と法制度」『沖縄大学法経学部紀要』第28号，2018年3月，6-7頁参照。1952（昭和27）年4月28日に「対日平和条約」が発効され，同条約第3条で「信託統治制度の下におくこととする提案が行われ且つ可決されるまで，合衆国は，領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して，行政，立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」とし1972年（昭和47）まで米国の直接統治が続いた。
 - 14) 琉球新報1953年3月14日付。「警察局設置法」公布施行に関する記事。それまで米軍管理下にあった出入国管理が琉球政府「警察局」内に移管された。
 - 15) 米国民政府布令第93号 Control of Entry and Exit of Individuals into and from the Ryukyu Islands/[琉球列島出入管理令]改正第1号（1953/12/25）沖縄県立公文書館所蔵，岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」52頁参照。
 - 16) 1953年3月24日付，抄らぬ「外国人登録」，琉球新報 記事抜粋。
 - 17) 米国民政府布令第125号 Control of Entry and Exit of Individuals into and from the Ryukyu Islands/[琉球列島出入管理令]改正第3号（1956/12/26）沖縄県立公文書館所蔵
 - 18) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年.1月。
琉球政府法務局により発刊され，戦後資料として出入管理行政の歩みを回顧した行政の発刊物である。米軍統治下の戦後直後から1968年に至る出入管理に関する変遷と概要が記述されている。
 - 19) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年1月，65頁。
 - 20) 同上書 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」。前掲 岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』，52頁参照。
 - 21) 土井智義「奄美返還時における在沖奄美住民の地位問題に関するノート：USCAR渉外局文書"Amamian Problem"を中心として」『沖縄県公文書館研究紀要』第17号，32頁。他，土井智義「米軍統治期の『琉球列島』における『外国人』（『非琉球人』）管理体制の一側面ー1952年7月実施の永住許可措置を中心としてー」『沖縄県公文書館紀要』第15号36-40頁を参照。土井智義は，1954年2月に米国民政府が第1次出入管理令を改廃して，その後続として布令第125号を制定し，施政権返還まで効力をもっていたこの布令第125号では，琉球住民を「琉球列島に本籍を有し，且つ琉球に現在居住している者」と規定していたことを指摘している。その他の人々については定義がなされていなかったが，布令には「米軍要員」と「琉球住民」以外のすべての者を対象とすることが明記されており，琉球列島に戸籍を持たぬ人びとを，「非琉球人」と称していたという。
 - 22) 岸本弘人「戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理についてー渡航制限を中心にー」『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』，第5号，53頁。
 - 23) 琉球政府法務局出入管理庁編「琉球における出入域管理」1968年.1月，14頁。
 - 24) アーノルドG. フィッシュ二世「琉球列島の軍政，

- 1945-1950』『沖縄県史 資料編14 現代2 (宮里政玄訳)』沖縄県教育委員会, 2002年, 73頁。
- 25) 高橋順子・森岡稔・波照間陽「占領初期沖縄の勝連半島地域における〈チャイナ陣地〉に関する一考察」『日本女子大学人間社会研究科紀要』, 第20号, 45頁。
- 26) SWNCC340 / 7 June 1947; CCS File 686. Phil. IsL. Sec.5 RG218; National Archives, Washington, DC.
- 27) Arnold G. Fisch, Jr, Military Government in the Ryukyu Islands, 1945-1950, Center of Military History, United States Army Washington, D. C., 1988, p145.
- 28) 鈴木規之, 玉城里子「沖縄のフィリピン人一定住者としてまた外国人労働者としてー (1)」『琉大法学』(57), 1996年, 58頁。
- 29) a氏 (90歳) 証言: 2018年10月7日, 沖縄県内Aカトリック教会にて筆者の聞き取りによる証言である。
- 30) b氏 (92歳) 証言: 2019年9月6日, フィリピンDavao City近郊の自宅にて筆者の聞き取りによる証言である。(本人はフィリピンへ移住後, 長年沖縄への帰郷や近親者との連絡を取ることがなく, 日本語, 沖縄方言も忘れ話すことが不自由であったことから, 帰省中の東京都在住の息子に通訳を依頼し聞き取りを行った)
- 31) c氏 (88歳) 証言: 2018年10月7日, 沖縄県内Aカトリック教会にて筆者の聞き取りによる証言である。
- 32) d氏 (87歳) 証言: 2019年10月18日, 沖縄県内B市, b氏自宅近くのレストランにて筆者の聞き取りによる証言である。
- 33) 出入国管理部審査課編「フィリピン人男と婚姻した日本人女性の国籍について」『例規原案綴』出入国審査第244号, 1958年1月30日付。これは, 1958年時点の, 琉球政府警察局, 出入管理庁内の各管理出張所間での取り決め事項, 出入国に関する判例をもとに各出入国管理事務所の判断の元となる規定をまとめた綴りである。
- 34) 出入国管理部審査課編「フィリピン人男と婚姻した日本人女性の国籍について」『例規原案綴』出入国審査第244号, 1958年1月30日, 65頁。
- 35) 琉球政府琉球上訴裁判所事務局「琉球人の女でフィリピン人の妻となった者の離婚の適用法規」『裁判所報』第10号, 1959年4月10日, 2頁。
- 36) 1956年1月13日, 琉球新報夕刊, 「比島人の結婚問題ーマンデラ領事来島ー」記事抜粋した。
- 37) e氏 (87歳) 証言: 2019年10月18日, 沖縄県内A市, e氏自宅近くのレストランにて筆者の聞き取りによる証言である。
- 38) f氏 (87歳) 証言: 2019年10月7日, フィリピンLaguna州 A City f氏自宅にて筆者の聞き取りによる証言である。
- 39) 米国国務省在外公館記録群, 東京米国大使館秘密一般文書, FOREIGN SERVICE OF USA OPERATIONS MEMORANDUM (米国外務省の業務覚書), 1952-1963年, 「フィリピンおよびイギリス領事館の沖縄での設置に関する文書」: 1952年に沖縄での外交上の機密文書として残された資料であり, 沖縄のアメリカ大使館出張所から東京のアメリカ大使館に出された公文書である。(沖縄公文書館所蔵資料コード0000105549)。

※本稿の執筆は, 名桜大学全学倫理委員会の倫理規定に準じた (研究承認番号2020-001)。